

SHARE LOUNGE法人利用規約

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

SHARE LOUNGE（第1条第1号において定義します。）を含む対象店舗（第1条第4号において定義します。）の利用を希望される法人は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「当社」といいます。）が定める「SHARE LOUNGE法人利用規約」（以下「本規約」といいます。）にご同意のうえお申込みください。

第1条（定義）

本規約において用いる次の各号に掲げる用語は、それぞれ同号の定義に従うものとします。

- (1) 「SHARE LOUNGE」とは、くつろぎやワークなど、多様な目的での居場所を提案するために、運営者（次号において定義します。）が非独占的に使用を許諾する場所、および当該使用を許諾するサービスの総称をいいます。なお、SHARE LOUNGEとして提供する場所を、本規約においては「本ラウンジ」と呼称します。
- (2) 「提携先」とは、当社が主宰する「SHARE LOUNGE」フランチャイズチェーンに加盟するなど、当社と提携して本ラウンジを営む第三者をいいます。
- (3) 「SLN参加店舗」とは、当社が管理する「SHARE LOUNGE Network」に参加する第三者が運営する店舗をいいます。なお、「SHARE LOUNGE Network」とは、当社と提携することで、当社が運営する専用アプリ（第4号において定義）を利用して第三者が運営するコワーキングスペースの検索、予約、決済等を行うことができる仕組みをいいます。
- (4) 「対象店舗」とは、法人サービス（第9号において定義します。）に基づき利用できる本ラウンジ及びSLN参加店舗の総称をいいます。なお、対象店舗の運営者を、以下、単に「運営者」といいます。
- (5) 「本施設」とは、対象店舗が入居する建物・施設をいいます。
- (6) 「利用者」とは、本規約に基づき、対象店舗の利用を許諾された法人をいいます。
- (7) 「メンバー」とは、利用者に属する役員、従業員、出向社員、パート、アルバイトその他業務従事者であって、別途利用者から対象店舗を利用する者として当社その他当社の指定する者（以下「当社ら」といいます。）にお申し出いただいた方をいいます。
- (8) 「プラン料金」とは、別途当社がプラン毎に設定する料金であって、利用者にて選択いただいたプランでの対象店舗を利用することの対価をいいます。
- (9) 「法人サービス」とは、プラン料金のみで、追加の料金の支払いを要する（但し、オプションサービス等の利用料金を除きます。）ことなく、お申し込みいただいたプランに応じた対象店舗を利用できるサービスの総称をいいます。なお、対象店舗については、都度当社が指定する方法で告知いたします。なお、利用者にてお申し込みいただき、ご利用されるプランを、以下「ご利用プラン」といいます。
- (10) 「オプションサービス」とは、対象店舗でご利用いただけるサービスとして、別途

運営者が提示する追加サービスをいいます。なお、利用者にてお申し込みいただき、ご利用されるオプションサービスを、以下「ご利用オプションサービス」といいます。

- (11) 「オプション料金」とは、別途運営者がオプションサービス毎に設定する料金であって、利用者がオプションサービスを利用することの対価をいいます。
- (12) 「利用料金」とは、プラン料金及びオプション料金の総称をいいます。
- (13) 「本規定等」とは、本規約に加え、「SHARE LOUNGEアプリサービス利用規約」やSLN参加店舗を利用するにあたり適用される規約その他対象店舗の円滑な運営や安全確保などを目的として本施設の管理運営者が別途定める規約、サービス向上を目的に運営者が定める利用者が本ラウンジを利用するにあたり遵守すべき事項や規則といいます。
- (14) 「専用アプリ」とは、当社が「SHARE LOUNGEアプリ」の名称で提供する、本ラウンジやSLN参加店舗の検索、利用状況確認、利用者として入退店する際に使用するQRコードの発行等の機能を有するアプリケーションをいいます。
- (15) 「反社会的勢力」とは、次のうちいずれかに該当する方をいいます。
 - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団および指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれらの団体に属している者、その他本物件の存する都道府県の暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人（これらの団体もしくはそのメンバー利用者または個人に該当しなくなった日から5年を経過しない者を含む）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - ② 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - ③ 前各号の団体に類する団体および当該団体に属している者（総会屋、会社ゴロ等企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体および個人を含むがこれらの者に限らない）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - ④ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定義する風俗営業および同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者または当該営業のために本物件を利用しようとする者。
 - ⑤ 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者。
 - ⑥ 「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者。
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人。

第2条（本規約の適用および目的）

1. 本規約は、運営者の提供する対象店舗を利用されるにあたり遵守いただく事項を定め

ております。

2. 利用者は、本規約等が適用されます。利用者となることを希望し、利用の申込みをされる方（以下「利用希望者」といいます。）は、本ラウンジの利用申込（以下「本申込」といいます。）をもって、かかる本規約等が適用されることにご同意いただいたものとみなされます。
3. 本規約等はメンバーにも適用されます。利用者は、メンバーに対して、本規約等が適用されることを十分に説明し、同意を得た上でお申し込みください。利用者による本申込をもって、メンバー利用者からかかる同意を得られたものとみなされます。

第1章 申込み・利用料金・利用の変更

第3条（本申込）

1. 利用希望者は、本規約等に同意のうえ、別途当社の定める方法により本申込を行っていただきます。なお、利用申込者には、本申込の際に、利用を希望されるプランを選択いただきます。
2. 当社は、前項に基づく本申込に対し、利用者の利用登録を承諾するかの審査を行います。当該審査の結果、当社が当該利用希望者に対して承諾の意思表示をした場合、当該意思表示の通知をもって利用者としての登録が完了となります。当該登録が完了した時点で、利用者と利用を申し込みいただいた当社との間で、本規約等に基づく本ラウンジの法人利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）が有効に成立します。
3. 当社は、前項の審査にあたり、自らの自由な裁量により本申込を承認し、又は承認しないことができるものとします。なお、承認しない場合は、その理由は示さないものとします。特に、本申込を行った方が次のうちいずれか（以下「拒絶事由」といいます。）に該当する場合、利用希望者の利用登録をお断りさせていただく場合がございます。
 - (1) 本申込時点で、お申し込みいただいた本ラウンジの利用者の人数が、別途当社の指定する定員に達した場合。なお、当該定員については公表していない場合があります。
 - (2) 本申込の手続きにおいて、虚偽、誤記又は必要事項の入力漏れがあったことが判明した場合
 - (3) 過去に本規約等（以前に当社が指示した内容を含みます。）に違反した場合、または現に違反していることが確認できる場合
 - (4) 過去に本規約等に定める利用料金や、当社との他のお取引に関するお支払いを遅延しまたは拒絶したことがある場合
 - (5) 決済登録が完了されていない場合、又は本申込みを行った決済登録が拒絶された場合
 - (6) 利用者及びメンバーが反社会的勢力に該当する者であると当社が判断した場合
 - (7) その他、当社らが利用者又はメンバーとして不適切と判断した場合

第4条（オプションサービス）

利用者は、運営者がオプションサービスを提供している場合、別途お申し込みいただくことで、オプションサービスもあわせてご利用いただけます。なお、オプションサービスをご

利用いただく場合、ご利用オプションサービスごとに別途当社が定める規約（以下「オプションサービス規約」といいます。）が適用されます。

第5条（ご利用プラン、ご利用オプションサービス、メンバーの変更）

1. 利用者は、ご利用中のご利用プラン又はご利用オプションサービスについて変更を希望する場合、変更を希望する月の前月15日までに当社（ご利用オプションサービスについては当該サービスを提供している運営者）にお申し出いただくものとします。
2. 前項に定める変更のうち、ご利用プラン又はご利用オプションサービスの変更については、変更を希望する月の1日（変更をお申し出いただいた月の翌月1日）から変更されます。月の途中で変更することはできません。当該変更の効力が生じた月より、変更後の利用料金をお支払い頂きます。
3. メンバーの交代、人数増減については、いつでも別途当社が指定する方法でお申し込みいただけます。なお、かかる変更は、お申込みいただいた日から約1週間程度頂戴しております。ただし、メンバーの増減にあたっては、以下の点にご注意ください。また、メンバーの人数は、別途当社が事前に告知する人数（以下「最低人数」といいます。）を下回ることにはできませんのでご注意ください。最低人数を下回ってのご利用であっても、最低人数分の利用料金を頂戴いたします。

(1) 月の途中でメンバーの人数を追加する場合：

追加された人数分の利用料金は、追加のお手続きが完了した月から発生します。月の途中でであっても、追加されたメンバー分の利用料金は1ヶ月分頂戴致します。

(2) 月の途中でメンバーの人数を削減する場合：

削減されたメンバー人数分の利用料金も1ヶ月分頂戴致します。

第6条（利用料金）

1. 利用者は、ご利用プラン及びご利用オプションサービスに応じて、利用料金を当社にお支払いいただきます。なお、利用料金は、別途当社が指定する方法にてご確認ください。
2. 利用料金のお支払いは、別途本申込の際に当社が提示する期日までに、当社の指定する方法のうち、利用者が本申込の際に選択した決済方法により行っていただくものとします。お支払いにかかる費用は利用者にてご負担いただきます。なお、利用者がお支払方法の変更を希望される場合には、変更を希望する月の前月の15日までに申し出てください。
3. 当社は、利用者に対して事前に通知することにより、利用料金を変更することができるものとします。

第2章 対象店舗の利用方法

第7条（対象店舗の利用）

1. 利用者は、本規約等その他運営者の指示、注意事項に従い、対象店舗をご利用ください。

2. メンバーは、利用者として対象店舗を入退店される場合、専用アプリにて発行されるQRコードをご利用ください。当該QRコードを利用されず入退店された場合、別途通常料金がかかる場合がございます。
3. 運営者は、利用者に対して対象店舗（ご利用オプションサービスを含みます。）の利用を許諾するもののほか、何らの権利の付与、譲渡、実施許諾を認めるものではありません。
4. 他の対象店舗を利用する者との間で争いが生じた場合は、ご自身で解決いただきます。これに対し運営者は何ら関与いたしません。ただし、当該争いが他の対象店舗を利用する者のご迷惑となる場合は強制的にご利用を中止いただき、退店いただく場合がございます。
5. 対象店舗にて商品を購入し又は有料のサービスをご利用いただく場合、その場で事前に精算いただきます。
6. 対象店舗は、場所の特性上、騒音が発生する場合がございます。
7. 利用者は、対象店舗のうちSLN参加店舗を利用される場合、当該SLN参加店舗の利用にあたり運営者が定める規約その他運営者の指示を含む本規約等を遵守する必要があります。これらの本規約等に違反したことで利用者（メンバーを含みます。）がSLN参加店舗をご利用いただけない場合であっても、当社らは何らの責任も負わないものとします。

第8条（入店拒否・退店事由）

1. 対象店舗が満席の場合、メンバーの全員または一部の方についてご利用をお断りさせていただく場合がございます。また、対象店舗の混雑状況によっては、複数の人数でお越しいただいた場合でも、別々の座席でのご利用をお願いすることがございます。
2. 運営者は、本規約等に定めるもののほか、利用者（メンバーを含みます。）が次のうちいずれかの場合（以下「退店事由」といいます。）に該当することが判明したときは、対象店舗のご利用をお断し、又は強制的に退店いただく場合がございます。利用者は、運営者の判断について異議を述べないものとし、運営者の指示に従うものとします。
 - (1) 本規約等に定める事項を遵守しないしはご同意いただけない場合。
 - (2) 1回でも利用料金のお支払いが確認できない場合。
 - (3) 過去、対象店舗をご利用の際に、禁止行為（第9条第1項において定義します。）を行ったことがある場合。
 - (4) 過去、対象店舗をご利用の際に、運営スタッフより入店拒否、または強制的に退店いただいたことがある場合。
 - (5) 過去、対象店舗をご利用の際に、運営スタッフの指示に従わなかったことがある場合。
 - (6) 伝染病であると明らかに認められる場合。
 - (7) 服装、頭髮の汚れ、体臭等により、他の対象店舗を利用する者に著しく迷惑を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると運営スタッフが判断した場合。
 - (8) 利用されるメンバーが反社会的勢力に該当する者であると運営者が判断した場合。
 - (9) その他、運営者が対象店舗の利用を不適切と判断した場合。

第11条（対象店舗での飲食・喫煙・清掃）

1. 対象店舗に無料のドリンクや軽食を設置、提供されている場合、利用者（メンバーを含みます。以下、本条において同じです。）は、これらの設置あるいは提供されているドリンクや軽食を飲食いただくことができます。ただし、対象店舗内でのみ飲食いただくことができるものであり、対象店舗外へ持ち出すことはできません。なお、対象店舗によって、ドリンクや軽食の提供の有無や提供内容や有料又は無料などのサービス内容が異なります。詳しくはご利用いただく対象店舗の運営者にお問合せください。
2. 利用者は、別途運営者が認める場合のほか、対象店舗へ飲食物を持ち込み飲食いただくことはできません。
3. 対象店舗内は禁煙です。喫煙を希望される利用者は、本施設側にて指定される場所にて行ってください。
4. ゴミの処分は原則として利用者各自で行ってください。処理に際しては、本施設の管理者の指示に従ってください。

第12条（貴重品等の管理）

貴金属、貴重品などの利用者（メンバーを含みます。）にて対象店舗にお持ち込みいただいた物品（以下「貴重品等」といいます。）は離さずお持ちいただき、お席を離れる際は必ずお持ちください。対象店舗内で貴重品等の損傷、紛失、盗難などの事故が生じた場合であっても、これらが運営者の責に帰すべき事由に起因するものであるときを除き、運営者は何等の責任を負うものではありません。

第13条（営業日・休館日）

1. 対象店舗の営業時間及び対象店舗の休館日は、別途運営者が指定する方法にてご確認いただけます。
2. 前項の定めにかかわらず、運営者は、工事、清掃、本施設に起因する場合や、本施設の運営者による指示がある場合、指定感染症予防の目的で国や都道府県知事の指示・要請がある場合、または天災地変等その他の事由により、営業時間の変更や、営業の休止、対象店舗の全部または一部の使用を中止する場合がございます。その場合、別途運営者から事前に告知いたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

第3章 解約・強制解約・利用終了

第14条（解約の申し入れ）

1. 利用者が利用契約及びご利用オプションサービスの全部若しくは一部について解約を希望する場合は、解約を希望する月の15日までに別途当社（ご利用オプションサービスについては当該オプションサービスを提供する運営者を含みます。以下、本章において同じです。）の指定する方法で、当社に対し連絡するものとします。当月15日までにお申し出いただいた場合には、当月末日をもって解約となります。なお、当該解約にあたっては、以下の点にご注意ください。

- (1) 月の途中で解約することはできません。
 - (2) 16日以降に解約のお申し出をいただいた場合には、翌月での解約となります。この場合、翌月分の利用料金が発生致します。
 - (3) 利用契約を解約する場合、ご利用オプションサービスの全部も自動的に解約となりますのでご注意ください。
2. 前項に基づきご利用オプションサービスの全部又は一部を解約しようとする場合（前項第3号のとおり自動的に解約となる場合を含みます。）、ご利用オプションサービスに応じて、オプションサービス規約に定める措置を講じていただく必要がございます。詳細は別途オプションサービス規約をご確認ください。

第15条（強制解約）

1. 当社は、利用者（メンバーを含みます。以下、本条において同じです。）が次のうちいずれかに該当した場合、事前の催告なく直ちに利用者による対象店舗（ご利用オプションサービスの利用を含みます。以下、本条において同じです。）の利用を中止させるとともに、利用契約の全部又は一部について解約（以下「強制解約」といいます。）することができるものとします。
 - (1) 第3条（利用申込）第3項各号に定める拒絶事由に該当していると運営者が判断する場合
 - (2) 第8条（入店拒否、退店事由）第2項各号に定める退店事由のいずれかに該当し、これに対して運営者から相当な期間を定めてかかる事由の解消を求めたにもかかわらず、なおも解消いただけない場合
 - (3) 第9条（禁止行為）第1項各号に定める禁止行為のいずれかに該当していると運営者が判断する場合
 - (4) その他本規約等に違反する行為を行っている当社らが判断する場合
2. 当社らは、前項による利用契約及びご利用オプションサービスの強制解約により、対象店舗が利用できなくなったことで利用者には生じた損害について、何らの責任も負うものではありません。

第16条（解約・強制解約後の措置）

1. 利用者は、利用契約の全部が終了した場合において対象店舗に物品を備え置いているときは、直ちにこれを撤去するものとします。
2. 利用契約の全部が終了した後に、運営者にて利用者の物品の撤去を確認できないときには、運営者から利用者に対して相当の期間を定めて撤去するよう催告を行うものとし、かかる期間内に撤去されない場合には、運営者が事由に処分することができるものとします。なお、当該処分に費用を要する場合、利用者はかかる費用を負担するものとします。
3. 前二項のほか、利用契約の終了にあたり、本規約等（ご利用中のオプションサービス規約を含みます。）に定める措置を講じなかった場合、利用者はこれにより運営者に生じた損害を賠償するとともに、別途運営者が違約金を定めている場合にはこれを運営者に対して支払うものとします。

第4章 一般規定

第17条（利用者情報）

1. 当社は、利用者に関する以下の情報を取得いたします。利用者は、当社がこれらの情報を取得すること、提携先が取得した場合には、当社に対して提供することにつき、異議なく同意するものとします。
 - (1) 利用契約に関する情報
 - (2) 対象店舗、オプションサービスの利用履歴
 - (3) 利用者からの問い合わせに関する情報
2. 当社は、前項の情報を対象店舗の運営その他当社の事業に必要な範囲で利用するものとし、利用者は異議なくこれを承諾します。なお、当社は、当該目的のために、前項の情報を、利用者が利用する対象店舗の運営に必要な範囲で、利用者が利用される対象店舗の運営者に提供致します。

第17条の2（個人情報の取り扱い）

1. 個人情報の取得

当社は、メンバーに対する対象店舗の提供にあたり、以下の情報（以下「個人情報」といいます。）を取得し、保有します。なお、提携先がこれらの情報を取得した場合、当社は提携先からかかる個人情報の提供を受けることにつき、メンバーは同意するものとします。

- (1) 利用者情報（会社名、住所）
- (2) メールアドレス
- (3) メンバーが登録した専用アプリのID
- (4) その他、メンバーが対象店舗やオプションサービスを利用することで発生する情報

2. 利用目的

当社は、前項の個人情報を、当社の「個人情報保護方針」（URL：https://www.ccc.co.jp/customer_management/privacy/）に定める目的のほか、以下の定めに従って取り扱います。

- (1) 対象店舗を含む、本ラウンジ及び各種サービスの適切かつ円滑な運営の維持および改善（メンバーの認証や本ラウンジの営業情報等の通知を含む。）
- (2) ライフスタイル提案のために、メンバーの興味・関心・生活属性または志向性の分析（ライフスタイル提案とは、メンバーの興味・関心・生活属性または志向性に応じて、次号で定める各種通知手段による情報提供のほか、当社が他社のサービスや情報の内容を充実・改善し、または新しいサービスを提供することをいいます。）
- (3) メンバーに対する、電子メールその他各種通知手段による対象店舗を含む、本ラウンジ及び当社が適切と判断する各種商品やサービスに関する情報その他の案内の提供

- (4) メンバーからのご意見、ご要望、お問い合わせ等に対する適切な対応
- (5) C C C M K ホールディングス株式会社の定めるV会員規約第4条に定める利用目的や諸規定に定める利用目的での使用
- (6) その他、上記利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

3. 個人情報の提供

- (1) 当社は、メンバーが法人サービスに基づきS L N参加店舗を利用するために必要な範囲で、メンバーにてご利用いただくS L N参加店舗に対して、当該メンバーが法人サービスのメンバーであることを提供いたします。メンバーは、当社が、本号に従ってS L N参加店舗に対して提供することにつき、同意します。
- (2) 前号のほか、当社は、事前のメンバーの同意がない限り、メンバーの個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、メンバーに対する法人サービスおよびオプションサービスの提供、対象ラウンジ対象店舗（うち当社又は提携先が運営する本ラウンジに限ります。）の運営や各種サービスの提供のため必要な範囲で、提携先に第1項の個人情報の取扱業務を委託します。また、当社は、対象ラウンジ対象店舗（うち当社又は提携先が運営する本ラウンジに限ります。）の運営や法人サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、守秘義務を締結した委託先に委託する場合があります。

4. 個人情報に関するお問い合わせ

メンバーが、自己の個人情報について、個人情報保護法その他の関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止もしくは削除、または第三者への提供の停止を求める場合には、当社所定の方法によりお問い合わせください。ただし、法人サービスの提供にあたっては、個人情報を用いてメンバーの識別を行っていることから、削除要請や利用の停止、第三者提供の停止をお求めいただく場合には、該当のメンバーにおいて法人サービスをご利用いただくことができなくなる場合がございます。この場合には、メンバーの削除あるいは変更を行っていただく必要があります。

5. 個人情報に関するセキュリティ

当社では、個人情報を利用目的に応じて必要な範囲において、正確かつ最新の状態で管理しております。これらの個人情報は漏洩、滅失、棄損等のリスクに対して、技術面及び組織面において合理的かつ厳正な安全対策を講じます。詳しくは、当社ホームページ（URL：<https://www.ccc.co.jp/>）に掲載する「セキュリティポリシー」をご確認ください。

6. 利用者による協力

利用者は、前項における当社の取得にあたり、当社が求める必要な協力を行うものとします。なお、利用者は、前項に同意いただけないメンバーについては本規約等に基づく対象店舗の利用ができないこと、これにより利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、運営者は何らの責任も負わないことについて、異議なく承諾するものとします。

第18条（通知）

運営者から利用者に対する通知、告知は、すべての対象店舗における掲示、当社のウェブサイトでの表示又は専用アプリ上での表示により行われます。

第19条（表明保証）

1. 利用者は、自ら及びメンバーが反社会的勢力に該当しないこと及び将来においても該当しないことを、運営者に対して表明し、これを保証します。
2. 利用者は、合理的な拒否事由がない限り、運営者又は運営者の指定する者による利用者（メンバーを含みます。）に対する反社会的勢力該当性の調査に協力するものとし、運営者からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を運営者に提供します。また、利用者は、当該調査のために運営者に提供した利用者やメンバーに関する情報（メンバーの個人情報を含みますが、これに限りません。）を運営者が当社に提供すること（メンバーの個人情報については個人情報の保護に関する法律に則り適法な方法に限りませぬ。）を、あらかじめ異議なく承諾します。

第20条（本規約の変更）

当社は、別途当社が適当と定める方法で、1ヶ月前までに利用者に対し事前に通知することで、いつでも本規約の内容を適宜変更することができます。ただし、利用者に対して不利益な変更とみなされる場合には、別途適法な措置を講じた上で変更するものとします。

第21条（損害賠償）

利用者は、法令、本規約等に違反したことによって、またはこれに関連して、他の本ラウンジを利用する者、運営者に対し損害を生ぜしめた場合、これを賠償する義務を負います。運営者は、当該利用者に対して、損害の賠償を要求でき、この場合、当該利用者はかかる損害を直ちに賠償しなければなりません。

第22条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。
2. 対象店舗に関する紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

個人情報取扱事業者

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

（住所等は、当社ホームページをご確認ください。）

付 則

2021年11月 1日 制定・施行

2022年 3月 1日 改定

2022年11月21日 改定

2024年 4月22日 改定

